主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福田覚太郎上告趣意は末尾に添附した別紙記載の通りである。

新刑事訴訟法においては被告人は訴訟当事者としての地位を確保され、同法第三 ――条第一項において被告人は供述の義務がなく、終始沈黙し、又は個々の質問に 対し供述を拒むことができることを規定している一方、裁判長は、検察官の起訴状 朗読が終つた後、同法第二九一条第二項に定める事項を告げた上被告人に対し被告 事件について陳述する機会を与えなければならないことを規定しているし、其後の 公判手続においては裁判長は事件の性質、証拠調の状況等にてらし、刑訴法第三一 一条第二項により必要な事項につき被告人の供述を求めることができるのである。 そして如何なる事項につき如何なる程度に質問を為すべきかは、裁判長が自由に決 し得るのであるから、第一審において被告人に対し二三の質問をしたのみで詳細の 質問をしなかつたとしても、被告人は陳述の機会を充分与えられているので、もし 必要があると考えたなら自ら進んで陳述すればよいわけであつて、何等被告人の当 事者たる地位を無視するものではないばかりでなく、被告人を疎略に取扱つたとか、 裁判権を侵奪したとはいい得ないから、第一審において所論詳細の質問を発しなか つたとしても第一審判決は何等刑訴手続に違反しない旨を判示した原判決は正当で あつて、刑訴法の趣旨を曲解したものではない。従つて原判決は所論憲法の各条に 違反することを主張する論旨は其前提を欠き、採用することを得ない。

よつて刑訴第四○八条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

昭和二五年七月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介

裁判官穂積重遠は差支えに付署名捺印することが出来な

い。

裁判長裁判官 長谷川 太一郎